

監査結果公表第 29－7 号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 29 年 9 月 29 日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	谷 沢 千賀子
同	大 星 なるみ

記

1 措置の通知

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知
平成 29 年 9 月 19 日付け 八人人第 63 号
公益財団法人八尾市国際交流センター
八尾市自治振興委員会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容

公益財団法人八尾市国際交流センター

指摘事項	講じた措置又は経過
1 八尾市青少年交流派遣業務の受託契約に係る事務について 八尾市から受託している「八尾市青少年交流派遣業務」のうち一部業務を旅行会社へ再委託している。同業務の委託契約において、第三者への再委託には八尾市の承認が必要となっているが、承諾に係る手続を行っていないため、適正な事務処理に改められたい。 なお、平成23年度実施の定期監査結果においても同内容の指摘を行っており、今後は十分留意されたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 9 月 4 日) 平成 29 年度において、八尾市から受託した「八尾市青少年交流派遣業務」の一部について第三者への再委託の承認を受けるため再委託申請書を提出し、承認されました。 今後も契約条項を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。
2 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金に係る事務について (1) 本補助金の交付決定後に嘱託職員の休職により人件費について変更が生じたが、本補助金に係る市の交付要綱において定められた補助金変更交付申請書の提出をしていないことから、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 4 月 3 日) 当該運営経費補助金については、補助金交付要綱の内容を再確認しました。今後、補助事業内容が変更になった場合は、速やかに要綱に基づいた適正な事務処理を行います。
(2) 本補助金に係る実績報告書において、記載誤りが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 3 月 28 日) 修正後の実績報告を八尾市へ提出し、八尾市からの補助金変更確定通知および返納・返還命令通知に基づき、補助金を返納しました。
3 有価証券に係る会計事務について (1) 平成25年3月の理事会で基本財産の運用方法の変更について了承を得て、これに基づく会計処理が行われているが、必要な規程の整備を図られたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 3 月 7 日) 変更後の基本財産の運用方法に則り、財務会計規程を改訂しました。

(2) 保有する国債等の評価益について、指定正味財産に計上すべきところ一般正味財産に計上したことにより、正味財産計算書において当期一般正味財産額や当期経常増減額が本来の額より大きくなっており、時価の変動による増加が事業活動による増加であるかのような記載となっている。公益法人としての活動に対する市民の理解や信頼、透明性の確保の観点からも、決算処理は誤りがないよう適正に行われたい。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="707 192 850 230">措置状況</th><th data-bbox="850 192 1476 230">1. 措置済(平成 29 年 3 月 7 日)</th></tr> <tr> <td data-bbox="707 230 850 683"></td><td data-bbox="850 230 1476 683"> 指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益については、指定正味財産に計上するよう正味財産増減計算書を修正しました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成 29 年 3 月 7 日)		指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益については、指定正味財産に計上するよう正味財産増減計算書を修正しました。
措置状況	1. 措置済(平成 29 年 3 月 7 日)				
	指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益については、指定正味財産に計上するよう正味財産増減計算書を修正しました。				

八尾市自治振興委員会

指摘事項	講じた措置又は経過
1 地区活動費及び町会(自治会)活動費に係る事務について (1) 八尾市自治振興委員会会計処理規程(以下「会計規程」という。)において、地区活動費については、地区ごとにその使途及び金額を明記した書類と証拠資料を各地区委員長が自治振興委員会本部に提出することとしているが、証拠資料が添付されていないもの等が見受けられたため、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 18 日) 7 月の自治振興委員会幹事会での地区活動費の交付説明の際、各委員長に対して、地区活動費の使途に関する証拠書類の提出について、適正な事務処理を行うように改めて周知徹底しました。
(2) 会計規程において、町会(自治会)活動費については、各町会(自治会)長の受領証を各地区委員長が自治振興委員会本部に提出することとしているが、提出されていない地区が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 18 日) 7 月の自治振興委員会幹事会での町会活動費の交付説明の際、各委員長に対して、町会活動費の受領証の提出について、適正な事務を行うように改めて周知徹底しました。